

入学準備給付金等の事務に従事する会計年度任用職員の業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市子ども未来部子ども企画課において入学準備給付金等の業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 入学準備給付金受給申請書（請求書）等の配付および受付に関すること。
- (2) 入学準備給付金に係る照会回答に関すること。
- (3) 入学準備給付金システムの入力に関すること。
- (4) 入学準備給付金の支給に関すること。
- (5) 前各号に掲げる職務に付随する業務に関すること。
- (6) その他所属長が指定する事務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。ただし、特に成績が良好な者については、再度の任用をできるものとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

勤務日	勤務時間
月～木曜日	午前 8 時 4 5 分から午後 3 時 4 5 分まで
金 曜 日	午前 8 時 4 5 分から午後 2 時 4 5 分まで

(2) 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1 時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日， 1 月 3 日および 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 「入学準備給付金等の事務に従事する嘱託職員の業務要綱」（平成 28 年 4 月 1 日施行）は廃止する。